

ネットワーク社労士

Vol. 11



新年のあいさつ

平成20年1月1日発行
埼玉県社会保険労務士会熊谷支部研修部

支部長 日向 裕道



あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
あつという間の1年でしたが、新体制としてスタートしてまもなく待ち受けていたのは、行政から又連合会からの「緊急」「緊急」という名の派遣要請でした。5000万件もの記録漏れというとてもない年金問題、その対応に追われての日々でした。受け皿となってくれたのは、新たに新設しました渉外部です。若き高田部長の熱き思いが伝わったのでしょうか、年金のプロとして幅広く活躍している会員はじめ多くの会員の皆さまのご協力を頂きその要請信頼に応えることができました、あらためて感謝いたします。

さて、熊谷支部は会員数102名（平成20年1月1日付）を擁する所帯となりました。
ここに、その会員活動の一端を紹介したいと思います。なにより情報伝達の要としてインターネットの利用に負うところ大であります。メーリングリスト（ML）とホームページの活用です。会員の約7割がML登録しており、支部会等の連絡をペーパーレスにて受信しているML利用同意者もすでに約6割に達しております。支部会等の出欠連絡もホームページを通し一瞬でOKです。管理運営している総務部としては、より多くのMLへの登録とホームページの活用を希望しています。机上を離れて地域に目を転じてみますと、地元立正大学との交流が進展しています。本年度は、社労士による大学での講義が始まります。昨年からの合同研究の成果が学生に披露されるわけであります。今後、ますます活躍の場がますます広がるといえましょう。活躍といえば、支部対抗のソフトボール大会では第三位、ゴルフ大会では第七位と未だかつてない順位でした。今年はひょっとすると？そんな期待さえ抱かせる活躍でした。そんな支部活性の源は何処にあるのでしょうか。年金熊谷研究会、ホープスといった勉強会をはじめ各種愛好会の活発な活動だと思えます。ML活用の情報交換のもと人的交流が潤滑になされているからです。厚生部だけでなく研修部でも新たな展開が見られました。行政からの研修はもちろん電子申請関係の研修をはじめ裁判員制度、さらには新たな試みとして地元企業での企業による研修もありました。

いま述べました支部活動は、これまでの歴史の積み重ねの上にあるわけですが、本年は法制定40年という節目の年でもあります。今後50周年に向け努力精進していかなければなりません。近年、社労士業務を取り巻く環境は非常に変化に富み課題も山積しております。IT化の急速な普及さらには個別労働紛争の増加など、明日への歩みには不安な面もあります、しかしながら、これら眼前の課題を避けては進めません。これまでの経験なり足跡を見つめながら進まなければなりません。「湖に浮かべた小舟を漕ぐように、人は後ろ向きに未来に入っていく」というポール・ヴァレリーの詩がありますが、目に映るのは過去の景色で未来の景色はわかりません、しっかりと足元を見つめ着実に業務等をこなしていく、ということではないでしょうか。

本年が会員の皆様はじめ関係諸先生方にとってより良き年でありますようご祈念申し上げ新年のあいさつとさせていただきます。

特集 特集



消えた年金記録問題と社労士 ～年金ブートキャンプ～

2007年は、日本列島に消えた年金記録問題の嵐が吹き荒れました。それと共に年金の専門家である社会保険労務士もクローズアップされ、年金問題に伴い急な社会保険事務所への協力業務など様々な仕事が舞い込みました。そんな業務に関わった熊谷支部の社会保険労務士が年の瀬に集まり激動の一年を振り返りました。

飯塚 今日私たちが熊谷支部の社会保険労務士が、いわゆる「消えた年金」問題に、どのように関わってきたのかを、話してもらおうと、高田さん、小倉さん、川部さんに集まっていただきました。よろしくをお願いします。

はじめに、やっぱり社会保険事務所の相談窓口協力について渉外部長の高田さんに、お話していただかないと、いけませんね。

高田 日向支部長から電話があったのが6月6日でした。内容は明日から6月末まで毎日1人、熊谷支部の社労士を社会保険事務所の相談窓口の協力に出して欲しいというものでした。日向支部長と相談の上、すぐにメーリングリストを使って、みなさんに呼びかけることにしました。すぐに南雲さんが翌日の7日に行けるという返事が来た時は本当にうれしかったですよ。

飯塚 結局、6月末までというのが8月末までの3ヶ月という長丁場になりましたけど、南雲さんが最多協力賞ですね。

高田 そうですね。土日は勤務の方も協力していただきましたし、日向支部長をはじめとする歴代支部長の方々の協力も頂き、まさに熊谷支部の全員野球でしたね。

飯塚 最初のメールでは1人だったのに、翌日には2人協力して欲しいというメールが来ましたね。

座談会参加者

埼玉県社会保険労務士会熊谷支部社会保険労務士
高田 幸生 (年金研究会・渉外部)
川部 征 (厚生部)
小倉 美里 (年金研究会・研修部)
司会 飯塚 盛康 (年金研究会・研修部)

高田 ええ。それはですね。初日に南雲さんと一緒に1時間前に社会保険事務所に行ったら、道路まで人があふれていたんですよ。社保の方も混乱を避けるために開所前に受付を始めるほど、大変な状況だったんです。そんな、状況だったので所長から明日から2人にして欲しいと言われたので、すぐにみなさんにメールで協力をお願いしたわけです。

飯塚 それから、官邸主導で始まった24時間の年金電話相談もありましたね。

あれも、高田さんからのメールで募集が来ましたが、8時までに東京に行くのは大変なので、手を挙げる人はいないだろうと思ったんですけど、川部さんが行かれたんですよ。

川部 はい。行ったのは6月21日でした。僕は首相官邸の指示でと聞いたので、永田町の首相官邸に行って安倍さんと会えるのかと期待して、手を挙げたんですけど、行ったのは目黒の東京都の職員研修所だったので、ちょっとがっかりしちゃいました。

飯塚 安倍さんも川部さんにあいさつするほどヒマではないでしょうね。

それで、電話相談というのはどうだったんですか？

川部 始めに簡単な電話対応の説明があったんですけど、要するに電話をかけてきた人の名前、住所、年金番号を聞いて、調査結果をお知らせしますという簡単なものです。

それが終わると、部屋に案内されたんですけど、中はいくつにも部屋が分かれていて、部屋には電話が置かれた机が10個くらい並んでいたんです。

僕も机について電話が鳴るのを待ったんですけど



川部

ど、これがなかなか鳴らないんですよ。目の前の電話が鳴ったのは、机についてから1時間後でしたね。結局、夕方の4時までに電話を受けたのは5回でした。

飯塚 それだけ電話が鳴らないと気が抜けちゃいませんでしたか？

川部 いや、それが、電話が鳴ったらすぐにとろうと一日中緊張していましたよ。

だから、電話が「ブツ」と鳴っただけで、通話ボタンを押していました。

つながったら「勝った」、つながらなかったら「負けた」って思ってやってみました。

飯塚 それじゃあ、まるでテ〇〇ラですねえ。(笑)

小倉さんはセミナーで、この問題をお話をしたんですよね。

小倉 9月5日に財団法人 産業雇用安定センター埼玉事務所が主催した「第1回人事労務管理セミナー」です。

飯塚 場所はどこだったんですか？

小倉 大宮ソニックシティでした。

セミナーは他にメンタルヘルスのお話もあったんですが、やっぱりこの年金問題はみなさん関心があったんでしょうね。メンタルヘルスのお話で眠そうにしていた人が私の話の時は、メモを取りながら熱心に聴いてるだけじゃなくて質問までしたもの。



小倉

飯塚 それは、話じゃなくて小倉さんに関心があったんじゃないですか？

小倉 両方でしょうね。(笑)

飯塚 振り返ってみると、今年の夏は猛暑にくわえて「消えた年金」問題で大変でしたね。

特に高田さんは渉外部長として社会保険事務所の窓口として、ご苦労されましたね。

高田 いやあ、苦労ということはないですけど、3ヶ月で10kgやせてベルトの穴が2つ縮みましたからね。

今年はビリーズブートキャンプが流行しましたけど、僕には必要なかったですね。

3ヶ月間「年金ブートキャンプ」をやったから。

飯塚 12月18日から「年金特別便」に対応するため、また窓口の協力を依頼されましたね。

高田 そうなんですよ。今回は12月18日から28日までの土日祝日も含めた11日間で各日2名の依頼ですから、またみなさんの力を借りなければいけません。

飯塚 大変ですね。

高田 社会保険事務所の所長の顔がだんだんビリー隊長に見えてきましたよ……。(笑)

年金に対する不信感が広がっている中、僕たち社会保険労務士も年金に対する信頼性を取り戻すために行動しなければいけないと思いますよ。

そのための一つとして、熊谷支部は積極的に社会保険事務所には協力しようという体制になっているのは、力強いですね。

小倉 そうですね。社会保険労務士として日本唯一の社会保障制度である年金業務に携わることは私達の使命であり、大きな社会貢献になると共に社会保険労務士をさらにメジャーにするチャンスだと思いますし、皆で協力していきましょう！

一同 そうですね。また来年も支部一丸となって頑張りたいと思います！



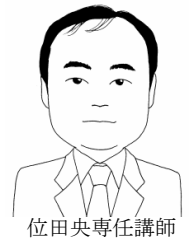
高田





熊谷支部立正大学合同研究会

瀬谷 卓美



位田央専任講師

熊谷支部立正大学合同研究会は、支部から12名のメンバーが参加し、9月から毎月定期的な合同研究会を開催しています。これまでに、4回の研究会を開催し、持ち込んだ課題について、実務面・学術面の双方から検討を加える形で研究を進めています。また、11月23日には、大学主催の「業界セミナー」（就職希望者に対する職業紹介セミナー）に研究会メンバーを派遣し、学生を含む、多くの学校関係者の方々と交流できました。

研究会の内容と参加の先生方を紹介します。



池田秀雄教授



黒石英毅准教授



高橋賢司専任講師

第1回研究会 9月19日(水)
 テーマ：「労働者派遣法の実務と法的問題等」
 1 グッドウィルに見る派遣業界の諸問題
 (データ装備費・備品押し売り問題等)
 2 ネットカフェ難民
 (住居喪失不安定就労者をどう考えるか)



新井敦志教授

第2回研究会 10月31日(水)
 テーマ：「労働者派遣法の実務(つづき)～いろいろな働き方」
 1 外国人研修生制度
 -誰の何のための研修か-
 2 多様化する働き方
 -実態と課題そして活用へ-



舟橋哲准教授

第3回研究会 11月28日(水)
 テーマ：「年金記録問題とは?」
 1 年金制度の仕組みと流れ
 2 年金記録問題 経過と考察



伊東裕美院生

第4回研究会 12月19日(水)
 テーマ：「事例研究 ～労災事案における当事者間の法律関係～」

とにかく、進行も内容も手探りではじまった研究会でした。はじめは、ホットなテーマを選び、大学の先生方や大学院生を前に、我々の専門分野を講義したり、逆に聞いてみたりと、提供したテーマについて、相互に意見交換しました。ただここに来て、来年の講座、仮称「実務を知る講義」の準備として、学生に向けた題材の適否、講義での話し方を、参加された大学教員の皆さんや大学院生に聞いてみるなど、非常勤講師養成講座として、より実践的になってきました。

似顔絵のみなさん

位田央専任講師 行政法

交流事業メイン担当・研究会担当

H19年3月 支部研修会講師 賀詞交歓会出席

新井敦志教授 民法(財産法)

H19年 賀詞交歓会出席他

黒石英毅准教授 商法・会社法

H18年3月 支部研修会講師他

高橋賢司専任講師 労働法

研究会第1回第2回参加

池田秀雄教授(弁護士) 消費者法・金融取引法

研究会1、2、3回参加

舟橋哲准教授 民法(財産法)

業界セミナー(就職)担当

伊東裕美 立正大学大学院2年民法専攻

公務員を目指して勉強中!労働基準監督官もいいかもなんて思っています。

支部役員退任ご挨拶

役員を退任して



橋本 正行

本会の理事 10 年、監事 4 年、同期間に支部の副支部長、支部長、監事をおおせつかって、このたび退任させていただきました。長い間お世話になりました会員の皆さまに、心より御礼申し上げます。

今思うとある時期、社会保険労務士の仕事、あるいは社会保険労務士そのものにめちやくちゃ入れ込んでいました。自分の中で沸々と沸き起こる何かを発散させるために役員になったようなものでした。ボランティアなんて意識さえなく、ただ何かを訴えたくて、当時のパソコン通信で交友を広げたり、情報を集めたり、広報紙を作っているいろいろな情報発信したりしました。

それは組織のためと言ってはおこがましい、逆に組織とかかわることで自分がちょっとだけでも成長できたことに感謝しています。

役員退任にあたって



小島 英治

平成 13 年度より、6 年間、事業副部長、事業部長、総務部長という役職を経験させていただきました。思い出は数多くありますが特に記憶に残っている三つを挙げさせていただきます。一つ目として事業部時代に副部長の野口さんと策定した、行政協力の担当事業所用紙の配布方法があります。これによって、以後、行政協力において会員相互の公平かつ適正な関係が築かれ迅速な処理が可能になりました。二つ目として橋本支部長時代、当時のホームページ作成委員の皆様のご協力、県会で初めての支部ホームページを立ち上げることができました。熊谷支部の結束の強さ、チャレンジ精神、IT 最先端支部等々を広く周知することができました。そして三つ目として、新井支部長時代、昨年のことになりますが、熊谷支部の年金熊谷研究会による県会での初めての研修「審査請求」の橋渡し及び前準備をし、年金熊谷研究会のレベルの高さを広くアピールできたものと自負しております。

以上、良い思い出（自慢かも？）を書かせていただきましたが、悪い思い出（失敗等）も数多くあり、こちらは字数制限の関係上割愛させていただきます。

在任中は、橋本、新井前支部長をはじめ支部会員の皆様の温かいご指導、ご支援、ご協力をいただき、紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

最後になりますが、新体制の熊谷支部の益々の発展を心より祈念いたします。

退任役員挨拶

寺山 眞澄



4年間、業務暦もまだ浅い私が、支部役員として研修部副部長を務めさせていただくことが出来ました。役員在任中は二人の子供を妊娠・出産し、育児しながらという状況の中でしたが、最後まで務めることができたのも、新井前支部長を始め当時の木村研修部部長や日向研修部部長の支え、他の役員の皆様のご理解・ご協力があったからこそだと思っております。広報誌の発行という仕事はあまり表に出る仕事ではなく、どちらかというと地道に企画を練り原稿を依頼して作っていくが多かったのですが、そんな中でも‘広報誌見ましたよ’とか‘似顔絵似てるね’などと声をかけられ励ましの言葉を頂けると、とても嬉しく励みになりました。広報誌の発行は6年もの長い期間になりましたが、今ではとても良い経験をさせていただいたと思っております。最後に新体制の熊谷支部の益々のご発展を心よりお祈りいたします。

熊谷支部「役員退任にあたり」

南雲 繁男



おかげさまで勤務登録・入会以来十数年の間、支部役員を務めさせて頂き無事に終えることができました。また、数多くの貴重な体験をさせて頂きました。

これはひとえに、代々の支部長はじめ皆様のご指導ご厚誼の賜物と、深く心から感謝申し上げます。

私こと、60歳の人生の節目を迎え、過去に産業カウンセリングを学んだ折、指導を頂いたM先生の著書の中に「どんなときも、人生には意味がある」「なすべきこと、満たすべき意味が与えられている」。

この人生のどこかに、あなたを必要とする「何か」があり、あなたを必要とする「誰か」がいる。そしてその「何か」や「誰か」は、あなたに発見されるのを「待つて」いる。私たちは常にこの「何か」や「誰か」に必要とされ、「待たれている」存在である・・・と解説しておりました事、心に残ります。

今後、熊谷支部が益々発展されますこと、御祈念申し上げます退任の挨拶とさせていただきます。長い間本当に有難う御座いました。



支部対抗ゴルフ大会に参加して

新井 重雄

11月7日、鴻巣カントリークラブにて開催されました。

熊谷支部は10支部中7位ですが、昨年より前進しました。

この日のために、5月からはゴルフ中心の生活でして、早起きで眠い中、又猛暑にもまげず練習したところ。これも一緒になって、打ち込んだ仲間がいたから出来たことです。

特に早朝などは、もう皆勤のHさん、ラウンド前にも練習されたKさん、出勤時刻ぎりぎりにもかかわらず駆けつけてきたSさん等々、皆さんの姿に引っ張られました。

昨年までの不甲斐ない順位を一つでも上へと。熊谷支部、意識が共有されておりました。それがよい結果につながったのではないのでしょうか。チーム熊谷、よくやりました。

ラウンド後、成績発表があり我々が順位を伸ばしたことを知ったときは、ほっとするとともに、正直、平成19年もこれで終わりと感じました。

上位4人の合計スコアで競うのですが、386打でした。6位があさか支部の379打、その差は7打でさらに上位が手の届くところに来たかと、感じております。

しばらくは燃え尽きておりましたが、また出てみたくなりました。

仕事に疲れたとき、どうですか？ 広い芝の上で思い切り体を動かすのも。夏の朝、すがすがしい時に回るのも。ストレス発散に、メタボリック症候群にならないためにも、体調維持のためにも。

ゴルフ愛好会は、塚越さんが会長をされております。来年はどうか、一緒にやりましょう。お待ちしております。



社会保険労務士試験の監督を終えて

高田 幸生



平成19年8月26日、第39回社会保険労務士試験が実施されました。今年の参加者は、日向支部長、川崎副支部長、瀬谷副支部長、井草さん、小倉さん、川部さん、小島さん、南雲さん、森田さん、高田の10名でした。私は昨年に続き2回目の参加でしたが、今年は井草さんと特別措置室を担当する事となりました（熊谷支部では、小島さんと森田さんも特別措置室を担当しました）。私達の教室は試験時間が一般受験者よりも100分延長されていたので、受験者にとってかなり過酷なものだったと思います。それでも果敢に挑んできた受験者には頭が下がる思いでした。体調が悪くならないか心配でしたが、無事に終了する事ができました。私達の教室は終了時間が1時間遅かったため、他の監督者が業務を終えて待っている中本部に戻りましたが、マラソンや駅伝で最後にゴールした人のような迎えられ方をしたのを今でも覚えています。

裁判官って・・・



鈴木 章容

「裁判官って、意外と普通な人だな！」が研修終了後の私の第一印象でした。8月1日にさいたま地方裁判所より依田吉人裁判官を迎え、「裁判員制度について」の講義を頂きました。「裁判官なんて常識知らずの頭でっかちみたいな人」が来ると思っていたら大違い！ちゃんとした見識もお持ちで、「社会正義」の為に日夜大変ご苦労しており、我々会員の質問にも気さくにお答え頂き、先入観で判断していた自分が恥ずかしくなった次第です。それと本年は、地元にある有名な企業訪問をしてみようと研修部全員で思い立ち、齊藤副支部長の計らいにて、10月3日に「エーザイ美里工場」を企業見学してまいりました。やはり世界的な企業は、まずはセキュリティーが万全であることに驚き、また同時に「薬=命」という重みと誇りを持った仕事であること痛感してまいりました。我々も日々「人」に関する仕事をしており、このような方々と同じような考えで、毎日の仕事に取り組んでいるのかを改めて考えさせられた私でした。

支部旅行：厚生部員としての反省

川部 征



19年度の支部旅行は1泊2日、総勢14名で茨城方面へと行って参りました。14名少人数ですので昼食是那珂湊市場の回転寿司だったり、皆さんで和気藹々でしたが本音はちょっと寂しい感じもしました。今年は厚生部員として幹事の1人として参加しましたがたくさんの課題が見えました。最大は人数が14名と少なかったことで多に反省すべき点であると思います。ではどうすれば皆さんに参加して頂けるか？私案として今後は1：旅行日の変更。月末は避ける。特定社労士の研修は避ける。1泊2日を2泊3日にする。2年に1度にする。2：行く場所をもっと検討する。皆さんに「是非行ってみたい」というプランを考える。さらに2泊3日になれば多少は足を伸ばせるし・・・また女性の厚生部員を確保し意見をいただく。などなど早くも来年度に向けて考えてみたいと思います。また会員の皆さん意見がありましたら宜しく願います。



特定社労士研修を受けて



菅原 亜紀子

第3回特定社労士研修を受講しました。まずは中央発信講義5日間。専門家の倫理・憲法・民法・労働法などの基本的な講義で、延々とVTR視聴。強烈な睡魔との戦いでしたが、特に民法などはもっと

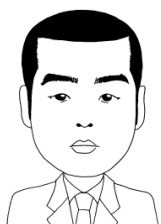
勉強しなければと思わせる内容でした。次にグループ研修3日間。昨年合格した特定社労士がグループリーダーとなり、迷える子羊達を導いて下さいました。10人程のグループには私同様、登録後間もない社労士が比較的多かったのですが、初日から活発な意見が飛び交い、隣のグループから「うるさい」と言われ、非常に楽しく充実した3日間でした。(でも宿題はキツかった!)1ヶ月後、グループ研修で作成したあっせん申請書・答弁書を検討するゼミナール3日間。講師である弁護士から沢山ダメ出しを受けました。最終的には試験に合格しなければいけないのですが、今回の研修で得た知識を今後の仕事の判断材料として役立て、ブログ小説・小倉千夏のようなカッコイイ社労士を目指していきたいと思えます!試験結果?あまり突っ込まないでください…(苦笑)

念願の初戦勝利



西本 好雄

今年も支部対抗ソフトボール大会が10月20日に北本スポーツセンターで行われました。前日の雨も上がり、応援も含め18名で参加しました。初戦突破を目指していましたが、今年はバレンタイン瀬谷監督を初め数名の戦力ダウンです。又、支部長・柳さん・私も含め負傷者がおり十分に動けません。そこに現れたのが、鈴木ヘッドコーチです。上から投げられない日向支部長をピッチャーに抜擢して対あさか支部と対戦しました。これが見事に当たり、7対0で完封勝利をおさめました。準決勝は川越支部と対戦して先制しますが、途中逆転され最終回に逆転しますが7対8でサヨナラ負けをしました。3位決定戦は春日部支部と対戦し、参加者全員出場して9対0で完封勝ちでした。来年に期待が持てる結果でした。



労働保険未申告行政協力を終えて。

若手??社労士 柳 克伸

「人生色々、会社も色々」元首相の有り難いお言葉です。

今年度初めて労働保険未申告行政協力に参加させてもらいこの有り難いお言葉が何度も頭をかすめました。事業主も会社も色々です……。

ある事業所では社長の奥さんに労働保険の文句を言われながら申告書を書き上げました。この時はまさに光のスピードでした。妙な才能をくれた親に感謝です!

また、ある事業所では売上げが上がり落ち込んでいる事業主を励ました。やっぱり、坊主頭を見ると人は救いを求めてしまうんでしょうか?…南無阿弥陀仏。

また、住所を頼りに事業所を探していると近所の人に怪しい目で見られた事もありました。確かに顔は怪しいですが、一応社労士です。すぐにネームプレートをぶら下げました。

まだまだ、たくさんの事が身に起こった行政協力を終え思ったことは、「人生色々、会社も色々、頑張れ!若手社労士。」って事ですね。



気になる判例紹介

NO. 3
石川利之

～【障害年金不支給処分の取消し判決】

平成 19 年 8 月 31 日東京地裁判決～

両方の股関節に人工関節を入れた A が、障害基礎年金の不支給処分を不服として処分の取り消しを求めた訴訟で東京地裁は、処分を取り消す判決を言い渡した。障害認定基準を画一的にとらえて支給しなかった社会保険庁に対し、生活実態に見合う判断を迫る内容で同種のケースにも今後影響する可能性がある。

足に人工関節を入れた場合、一下肢の 3 大関節のうち 2 関節以上に一定の障害があると障害等級が 2 級とされる。しかし、A の場合は、現在も補助具なしで座ったり階段の登り降りをしたりすることができない状態にもかかわらず、障害が 1 関節だったため 2 級とは認定されなかった。判決は、片足・両足といった認定基準を画一的にとらえず、「立ち上がる」・「階段を登る」などの日常動作の不自由さをみて、A の障害を「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」と判断して不支給処分を取り消した。

判決理由をまとめてみると以下ようになる。

本件の争点は、障害要件の有無であり、具体的には、原告の両変形性股関節症が障害等級 2 級 12 号、15 号又は 17 号に該当するか否かである。障害認定基準は行政規則であり、法的拘束力はない。しかし、医学的知見を総合して定められたものでありその内容は合理的なものと認められる。～略～もっとも障害認定基準の解釈及び適用は国民年金法及び厚生年金保険法の委任によって定められた国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第一の趣旨にそって行なわなければならないものであることはいうまでもない。

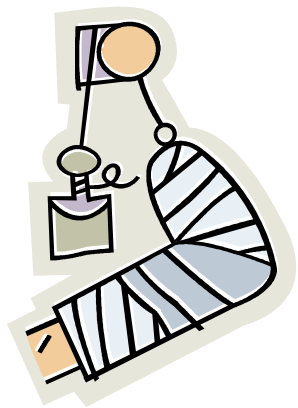
原告は両下肢の股関節に人工関節置換術の手術を受けており、同手術後の状態を障害の状態としている。これは障害認定基準の中では「人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの」に当り、原則として次により取り扱うものとされる。(障害認定基準第 3・第 1 章・第 7 節・第 2・2・(11)) すなわち、「一下肢の 3 大関節のうち、1 関節又は 2 関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは 3 級と認定するが、そう入置換してもなお「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する」というものである。(以下「人工関節基準」という)～略～「人工関節基準」は「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、更に上位等級に認定するとしているので、ここにいう「一下肢の用を全く廃したもの」程度はいかなる程度かが問題となる。～略～

原告が該当する両下肢の 3 大関節のうちそれぞれ人工関節をそう入置換したものが 2 級に該当するかどうかを検討するについては、障害認定基準の下肢の機能障害に関する部分の中には、依拠すべき適切な

基準を見出すことができない。～略～これと関連する個所をみてみると、肢体の機能の障害の部分（障害認定基準第3・第1章・第7節・第4）が参考に値するといえる。この基準は本来、「脳卒中の脳の器質障害、脊髄損傷等の器質障害～略～多発性障害の場合」に適用されるものであり、両下肢に人工関節をそう入置換した場合に直ちに適用されるものとはいえない。しかし、障害が両下肢に及べば、たとえそれが機能障害であるとしても、障害が一下肢に限られる場合と異なり、個々の障害に着目するよりも身体機能を総合的に評価認定する方が適切であるという事ができるから、多発性障害の場合に適用される基準を両下肢に人工関節をそう入置換した場合に類推適用することに合理性を見出すことができるというべきである。前述したとおり、そもそも「人工関節基準」が人工骨頭又は人工関節のそう入置換を原則として3級として認定することとしたのも、身体的機能に及ぼす影響を総合的に考慮したからであると解されることが、更にこの考え方を裏付けるものとなるといえる。～略～

従って、関節の運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に判定を行ない、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」と判断されるならば、2級15号に該当すると認定されることとなる。そして、日常生活動作の状態としては、立ち上がる・歩く・片足で立つ・階段を登る・階段を降りるという点を検討すべきであり、これらの日常生活動作の多くが「1人で全くできない場合」又は日常生活動作のほとんどが「1人でできる非常の不自由な場合」は「機能に相当程度の障害を残すもの」に該当することを示すものである。原告は、日常生活動作の多くが「1人で全くできない場合」に当たるといえることができ、また、そのほとんどが「1人でできる非常に不自由な場合」以上の動作障害の状態にあるといえることができる。そして、裁定請求の際の病歴・就労状況等申立書の記載内容及び原告の陳述書の内容もこれを裏付けるものとなっている。

以上判決理由をみてきたが、これは社会保険庁に障害認定基準を生活実態に見合せて適用するよう求めたもので非常に画期的な判例である。社会保険庁はこれを不服として高裁に控訴しているのでまだ争いは続くが、今後の高裁判決は目が離せないといえる。



投稿熱烈歓迎！

次号原稿募集しています。

**原稿締切日 平成20年6月末
テーマは自由！何でも結構です。**

**投稿先
研修部 鈴木まで。**

office-suzuki@tvkumagaya.ne.jp

新会員紹介

掲載事項①名前②抱負③趣味・生きがい
④その他どうしても言いたいこと

- ① 竹内 由美子
- ② 以前から、コンサルティングの仕事がしたい！と思い描いてきたその業が「社労士業だ」ということに気づいたのが受験勉強中でした。夢を叶えるために、清水の舞台から飛び降りる覚悟で開業しました。もう後には引けません。頑張ります。
- ③ バレーボール。が、古傷の腰を痛め、今は観戦のみです。
- ④ 例会は和気あいあいとした雰囲気、舞い上がっていた新人の私にも優しく接していただき、熊谷支部で良かったなと思いました。私も早く溶け込めるように出来る限りご協力させていただきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます

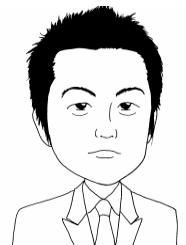


- ① 中島 伸浩
- ② 平成18年3月に埼玉県庁を早期退職しました。最後の7年間、産業労働部に在籍していたことから、社会保険労務士を志しました。知識・経験を積んで、少しでも役立つ社労士になりたいと思っています。
- ③ 趣味はテニスです。熊谷のテニスクラブ吉岡で練習していますが、一向に上達しません。
- ④ よろしくお祈りします。

- ① 金子 照久
- ② 年金について、専門的な知識を修得したいと思っています。
- ③ 趣味は、映画観賞、旅行、マラソン、テニスです。
- ④ これから、色々な機会でお会いすることがあるかと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。



- ① 若林 靖
- ② 資格を取得しただけで終わらせず、様々な知識を習得し実務を積み重ねていきたい。
- ③ スポーツ観戦
- ④ ご指導、ご鞭撻の程宜しくお祈り致します。



- ① 飯野 雄三
- ② 去年7月まで県内の社労士事務所に4年半ほど勤めておりました、退職するにあたり当初からの希望でもありました独立という道を選ぶこととしました。まだまだ知識・経験共に浅いですが、顧問先企業とそこで働く従業員のために精一杯活動していきたいと思っています。
- ③ サッカー・おみこし
- ④ ご指導の程、よろしくお願い致します

埼玉県社会保険労務士会熊谷支部ホームページ
<http://www.5e.biglobe.ne.jp/~mmh/>

編集後記

◆ 今年は平成二十年節目の年で、お隣中国では世紀の祭典オリンピックが行われます。支部行事もこれに負けずに盛り上がりたて行きたいですね。
◆ 今年の支部の最大の出来事は、何といても「消えた年金」に端を発した猛暑の中での社会保険事務所への協力だったと思います。それについては「年金ブートキャンプ」の座談会で関係された方に語ってもらいました。
◆ 私3回行きましたが来所者の中には、社会保険労務士の名札を見ても私を社会保険事務所の職員だと思つて文句を言う人もいて大変でした。やっぱり、これからも「社会保険労務士メジャー化プロジェクト」は続けていかねばと、ピリッ・ブート・キャンプをやりながら、改めて思っています。
◆ 今年の2月より社会保険関係φ-GOが開始されます。関連の研修会を実施していきますので、よろしくお祈り致します。 井草 卓昭
◆ 新年号如何でしたでしょうか。今回は皆様のご協力により、盛り沢山の記事が集まり、増ページとなりました。これからもより良い「ネットワーク社労士」作りを目指し、頑張っていきたいと思っておりますので、皆様の忌憚のないご意見、ご感想をお待ちしております。

小倉 美里